

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘  
指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和3年8月

## 1 経緯

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘の指定管理者の選定にあたり、横浜市菊名寿楽荘指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の審査や面接審査を行いました。

この度、選定委員会による審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに結果を報告します。

## 2 横浜市菊名寿楽荘指定管理者選定委員会

委員長 上野 正也（神奈川大学 特別助教）  
委員 加藤 修（港北区社会福祉協議会 篠原地区会長）  
委員 小堀 若菜（税理士）  
委員 永野 和子（港北区民生委員児童委員協議会 区副会長）  
委員 福松 美代子（港北区保健活動推進委員会 元区会長）

## 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

## 4 選定の経過

経過項目	日程
第1回選定委員会(公募要項及び選定基準の確定)	令和3年4月5日(月)
公募要項の配布	令和3年4月16日(金)～6月14日(月)
応募者説明会及び現地見学会	令和3年5月6日(木)
公募要項等に関する質問受付(3問受付)	令和3年5月10日(月)～14日(金)
質問に対する回答	令和3年5月19日(水)
応募書類の受付	令和3年6月7日(月)～14日(月)
第2回選定委員会(面接審査)	令和3年7月15日(木)

## 5 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）において予め定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び面接審査（プレゼンテーション及び質疑）を行いました。

評価は、各委員が100点満点（加減点項目〈－5点～＋10点〉を含む）で採点した上で、その合計点を選定委員会の点数とし、指定候補者を選定しました。

なお、最低基準点は、加減点項目を除く各委員の合計点の6割とし、基準に満たない場合は、指定候補者として選定しないこととしました。

項目	審査の視点	配点
1 運営ビジョン		
基本理念の理解 (応募理由)	区の施策や老人福祉センター周辺地域の特性や課題、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある運営方針(取組)が考えられているか。また、施設運営に熱意が感じられる応募理由であるか。	5
2 団体の状況		
(1) 団体の理念、基本方針等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 財務状況	団体の財務状況は健全であり、安定した経営が出来る基盤であるか。	5
3 職員配置・育成		
(1) 所長及び職員の確保等	人員配置及び勤務体制が整っているか。	5
(2) 職員の育成・研修	老人福祉センターの機能を発揮するための職員育成や、資質向上の研修が具体的・効果的に計画されているか。	5
4 施設の管理運営		
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理・小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(建物・設備の点検など)計画及び、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
(2) 事故防止体制・緊急時(防犯)の対応及び防災に対する取組	①事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 ②市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等)。 ・コロナ禍等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか(自主事業計画含む)。	5

5 事業の企画・実施（老人福祉センターの基本的な機能について）		
(1) 事業計画、事業展開	高齢者の社会活動を支援する場の提供や、各種相談、並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開になっているか。	10
(2) 施設の利用促進	質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか（高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に十分に配慮しているか）。利用者数、稼働率の確保・向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	5
6 その他の機能について		
(1) 高齢者の支援	高齢者の仲間づくりの支援に積極的な提案があるか。 高齢者の健康づくりや介護予防の推進に具体的な提案があるか。	5
(2) 地域との連携	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な提案などがされているか。	5
(3) 公平性	全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能になっているか。	5
7 収支計画及び指定管理料		
(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
8 加減点項目		
(1) 応募団体は、市内中小企業等であるか	市内中小企業、地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体、市内に本部がある社会福祉法人又は市内に本部がある公益法人の応募。	5
(2) 現在の指定管理者が応募した場合	区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか（要求水準を下回った場合は、減点対象）。 ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか（達成できなかった場合は、減点対象）。 ・前指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組等は適切であったか（利用者に安心を与える対応となっていたか。適切でなかった場合は、減点対象）。 (－5点・0点・＋5点)	5
合計		

## 6 応募団体の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」を満たしていること、「欠格事項」について該当のないこと等を確認しました。

【公募要項 13 ページ 5 公募及び選定に関する事項（5）応募条件等について】

## 7 応募団体

公益財団法人横浜市老人クラブ連合会

## 8 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、「公益財団法人横浜市老人クラブ連合会」を指定候補者と決定しました。

## 9 審査採点結果

	選定の評価基準	配点	指定候補者
1	運営ビジョン	5点×5名=25点	21点
2	団体の状況	10点×5名=50点	44点
3	職員配置・育成	10点×5名=50点	41点
4	施設の管理運営	25点×5名=125点	100点
5	事業の企画・実施	15点×5名=75点	60点
6	その他機能について	15点×5名=75点	54点
7	収支計画及び指定管理料	10点×5名=50点	42点
8	加減点項目	-25点～+50点	45点
合計		500点	407点

## 10 審査講評

今回提案のあった公益財団法人横浜市老人クラブ連合会は、現指定管理者である。団体の基本方針等に基づいた提案は、港北区の地域特性を踏まえた提案内容となっており、指定管理者として行うべき取組について具体的に提案されていた。

前期の管理運営については、感染症対策を目的とした換気設備の設置・自動水栓化のほか、高齢者向け施設であることを踏まえた改修（畳張り大広間のフローリング化等）や、利用者避難時の安全確保を目的とした修繕などで着実な取組が見られ、堅実な運営とともに高く評価された。

一方、昨今の激甚化する風水害を踏まえ、法地を含む施設敷地の安全管理については、ぜひ注意をもって管理・予防保全に取り組んでいただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域における社会活動は変化している。こうした地域とのつながりを踏まえ、運営ビジョンについては、地域との共催事業を増加させるといった取組や、地域貢献を望む企業との連携について、もう一步踏み込んだ提案が欲しかったが、これからの5年間に期待したい。